四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域
日本、大韓民国、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国
五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　本部　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東日本事業所　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　西日本事業所　大阪府大阪市中央区常盤町二丁目３番２５号

○国土交通省告示第七百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上木之間沢
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　長野県諏訪郡富士見町富士見の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平成十三年国土交通省告示第二百六十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°53′47.1192″	138°12′44.6664″
2	35°53′47.1032″	138°12′44.3118″
3	35°53′47.1812″	138°12′44.1487″
4	35°53′47.7809″	138°12′43.8194″
5	35°53′48.2220″	138°12′44.3104″
6	35°53′48.5938″	138°12′45.0684″
7	35°53′48.6596″	138°12′45.6824″

ロ　長野県諏訪郡富士見町富士見の区域内の土地のうち、次の八点から十三点までを順次結んだ線及び八点と十三点を平成十三年国土交通省告示第二百六十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
8	35°53′49.2879″	138°12′46.5773″
9	35°53′49.5622″	138°12′46.6394″
10	35°53′49.8213″	138°12′47.0201″
11	35°53′50.0219″	138°12′47.0390″
12	35°53′49.9849″	138°12′47.4900″
13	35°53′49.8484″	138°12′47.4335″

○国土交通省告示第七百五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	田島　哲明
変更後	佐々　明

二　変更年月日
令和八年四月一日

○国土交通省告示第七百六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先免許更新講習実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第三十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	田島　哲明
変更後	佐々　明

二　変更年月日
令和八年四月一日

○東北地方整備局告示第九十一号

北上川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月六日建設省告示第二百五十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第三十三号図、第三十八号図から第四十二号図及び第百四十四号図から第百四十九号図を改め、第三十七号図を第三十七号図の一図に改め、第三十七号図の一図の次に第三十七号図の二図、第三十七号図の三図、第三十七号図の四図及び第三十七号図の五図を加える。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

（図面省略）

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号及び百十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市鳥谷野字岩田六一番五から同市鳥谷野字天神二三番一まで	前	三七・七六～五五・二一メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	三七・七六～五五・五〇メートル	〇・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―四十二号大阪瓢箪山線
三　事業施行期間　自令和八年六月十九日至令和十六年三月三十一日
四　事業地

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
収用の部分　大阪府東大阪市小阪三丁目及び西岩田三丁目地内 使用の部分　大阪府東大阪市小阪三丁目及び西岩田三丁目地内			

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市加茂町南加茂一二二二番八から同市加茂町南加茂一二二五番一二まで	前	一四・一八～一二六・一四メートル	〇・一二六キロメートル
	後	一四・一八～一一〇・五九メートル	〇・一二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所